

第 25 回総会 令和元年 6 月 28 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

————— 報告、業務報告 —————

農地改良届出については、別紙によりご報告させていただきます。番号 1 です。土地の所在：大字三宅字〇〇番、地目：台帳・現況とも畑、面積：6,523 m²、届出人：大字三宅〇〇番地 3、〇〇、目的：葉たばこの作付けに病気が出るので 40cm 程度表土を除去して良好な農地にしたい。現地確認をされています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。今月は、相続届 4 件、使用貸借合意解約 5 件、賃貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

15 番 報告します。申請人は三宅の〇〇さんです。場所は西都原の〇〇の農地です。理由は、長年葉たばこを栽培してきたが、最近病気が出で生育状況が悪いので表土を 40cm 程度除去して良好な畑にしたいということであります。以前にも近くで同様な理由により農地改良がされています。周囲にも影響がないことから特に問題ないと判断しました。

局 長 総会の進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から令和元年度第 25 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は 11 番〇〇委員が欠席で、ほかは出席であります。本日の議案件数であります、6 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。1 番〇〇委員、31 番〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 153 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 153 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：

農家住宅用地 1 件、田 200 m²、計も同じです。合計 1 件、田 200 m²、合計 200 m²です。

先ず 1 項を説明します。申請者：藤田の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番 1 他 1 筆、登記・田、現況・宅地、面積 200 m²、申請内容・目的：農家住宅用地、施設内容：倉庫約 123 m²及び庭用地で顛末書が添付されています。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 今回は 24 番〇〇委員と私（9 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 6 月 20 日午前 8 時 10 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 1 件、農地法第 5 条 9 件、非農地証明 1 件を調査いたしました。なお、非農地証明の現地確認には 28 番〇〇委員にもご同行いただいています。報告しますので皆様のご審議をよろしくをお願いします。

24 番 申請地は三納地区の〇〇集落であります。〇〇交差点から南に 100m 程行った〇〇の東側の農地です。転用の理由であります、申請人の夫は、平成 19 年 11 月 22 日付けシレイ 6005-12-102 で許可を得て居宅と農業用倉庫を建築しましたが、許可済みの土地を越えて申請地に農業用倉庫を建築したということであります。事後になりましたが、農地法の許可を得てないことから、顛末書を添付して違反転用を是正するための申請であります。現地の状況は、東側は農地、西側は県道、南側は農地、北側は宅地であります。雨水対策としては、自然浸透処理であります、敷地西側の排水路にも放流します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。転用する土地の関係者への同意は既に得られております。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第 2 種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 154 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 154 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：一般住宅用地 1 件、田 574 m²、計も同じです。農業用施設用地 3 件、畑 5,164 m²、計も同じです。山林用地 1 件、畑 231 m²、計も同じです。駐車場用地 1 件、畑 81 m²、計も同じです。その他 3 件、田 287 m²、畑 1,402 m²、計 1,689 m²です。合計 9 件、田 861 m²、畑 6,878 m²、計 7,739 m²です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 3 他 1 筆、登記・畑、現況・宅地、面積 1,364 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：農機具倉庫 1 棟 17.10 m²、進入路ほかで顛末書が添付されています。

次に 2 項を説明します。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番 2、登記・現況とも畑、面積 3,582 m²、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：鶏舎 2 棟 1,288 m²です。

次に3項を説明します。議案の訂正をお願いします。申請地を大字三宅字〇〇番1にお願いします。譲受人：右松の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番1、登記・田、現況・畑、面積574㎡、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅1棟96.36㎡、進入路87.5㎡ほか車庫、庭用地です。

次に4項を説明します。譲受人：大阪府大阪市の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも畑、面積244㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル324枚で隣接宅地872㎡、山林115㎡と一体的な使用です。

次に5項を説明します。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・畑、現況・宅地、面積218㎡、申請内容・目的：農業用施設用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：倉庫1棟38.82㎡で始末書が添付されています。

次に6項を説明します。譲受人：国富町深年の〇〇、譲渡人：宮崎市霧島の〇〇、申請地：大字加勢字〇〇番、登記・畑、現況・山林、面積231㎡、申請内容・目的：山林用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：杉30本で顛末書が添付されています。

次に7項を説明します。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：長崎県佐世保市の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1、登記・畑、現況・宅地、面積81㎡、申請内容・目的：駐車場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：駐車場及び進入で顛末書が添付されています。

次に8項を説明します。譲受人：東京都目黒区の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番他1筆、登記・現況とも畑、面積832㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル

325 枚で隣接原野 664 m²と一体的な使用です。

次に 9 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：国富町木脇の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番他 2 筆、登記・畑、田、現況・畑、道路、面積 613 m²、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 219 枚で顛末書が添付されています。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 1 項について報告します。申請地は茶臼原地区の〇〇集落であります。誘致企業〇〇の北にある〇〇から東へ約 100m 進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんは現在、申請地の隣接地で養鶏業をされており、〇〇さんから鶏舎を購入しようとして計画されていました。しかし、進入路と農業用倉庫が許可を得てないことが判明したため顛末書を添付して是正しようと申請されたものであります。今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は農業用施設用地、南側は山林、北側は市道であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地」であります、農業用施設用地に用途変更されていますので許可可能な案件です。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 2項について報告します。申請地は茶臼原地区の〇〇集落であります。県道杉安高鍋線の〇〇の坂を〇〇方面に進み、上がりついて西に約200m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんは畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金を活用して鶏舎を建設するため〇〇さんから使用貸借により申請したものであります。現地の状況は、東側は原野、西側は、原野、南側は農地、北側は農業用施設用地であります。雨水は鶏舎周囲に排水路を設置して申請者所有地内に放流します。また、鶏舎洗浄水は沈殿槽で固形物を沈殿させてのち堆肥化し、上澄みは申請者所有地内に放流します。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 3項について報告します。申請地は妻地区の〇〇集落であります。〇〇から北西へ約300m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります。譲受人の〇〇さんは現在市内のアパートに住んでいますが、子供の成長とともに居宅が手狭になったことから住宅建築の適地を探していたところ、資金の目途もたったことから、譲渡人である妻の祖父から使用貸借により申請したものであります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側は農地、北側は市道であります。雨水は集水柵を設置して市道側溝に放流し、生活排水は公共下水道に接続します。転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置することで流出防止対策をとることです。周辺関係者の同意は得られています。500㎡を超過していることについては、建築基準法により進入路を確保する必要があるためということであります。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」であります。集落接続で許可可能な案件です。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 4項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で〇〇の西にある〇〇を渡りさらに南に約300m行った集落内の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は原野、西側は原野、南側は太陽光発電施設、北側は原野であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して敷地内で自然浸透処理することです。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 5項について報告します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道都農・綾線の〇〇から東へ約200m進んだ集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから農業用倉庫を購入しようとしたところ農業用倉庫が許可を得てないことが判明したため始末書を添付して是正しようと申請されたものであります。今後は農地法を遵守するということであります。現地の状況は、東側は農地、西側は竹林、南側は農地、北側は宅地であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」であります、農業用施設用地で許可可能な案件です。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6項について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 6項について報告します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。〇〇のすぐ隣にある集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲

渡人の〇〇さんから杉の贈与を受けようとしたところ山林の許可を得てないことが判明したため顛末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東側は山林、西側は山林、南側は農地、北側は山林であります。雨水は自然浸透です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 7項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 7項について報告します。申請地は三財地区の〇〇集落であります。〇〇の市道を挟んで北側にある集落内の農地です。今回の申請理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから、子供の成長とともに現在の居宅が手狭になったことから一般住宅を購入しようとしたところ進入路と駐車場が許可を得てないことが判明したため顛末書を添付して是正しようと申請されたものであります。現地の状況は、東側は原野、西側は宅地、南側は市道、北側は宅地であります。雨水は集水

柵を設置して市道側溝に放流し、転用に伴う周辺への土砂流出等については、周囲にブロックを設置することで流出防止対策をとるとのことです。周辺関係者の同意は得られています。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」となります。調査員一同許可やむなしと判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 8項について特別調査員の報告をお願いします。

24番 8項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で県道都農・綾線沿いの〇〇集落から県道寒川下三財線に入り西に約800m行った〇〇の西側にある農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は山林、西側は農地、南側は山林、北側は山林であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して敷地内で自然浸透処理するということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等につい

ては、特に懸念するところはありません。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのこと。なお、本申請地は、「公共投資のない、小規模の農地の集団であり第2種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました8項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 9項について特別調査員の報告をお願いします。

9 番 9項を説明します。申請地は都於郡地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線沿いの〇〇から南に約100m行った集落内の農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、1101、1101-1が東側は宅地、西側は農地、南側は市道、北側は墓地であります。1102-1が東側は県道敷地、西側は市道、南側は水路、北側は市道であります。雨水対策としては、基本的には畝を設置して敷地内で自然浸透処理することです。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念すると

ころはありませんが、万一被害が生じた場合は責任をもって対処するとのことです。安全対策としてフェンスを設置します。隣接する農地所有者への説明もされており同意を得ているとのことです。1101-1 の 29 m²は墓地への進入路として使用することです。なお、本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」であり調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 9 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 顛末書が全筆に記載されていますが、大字山田字〇〇番だけでよいのではないですか。〇〇番の西側に畑がありますが、そこにも太陽光発電施設ができると聞いていますが、地目は宅地ですか畑ですか。

事務局 先ず顛末書についてであります。委員がおっしゃるとおり北側の墓地に行くための進入路であり、大字山田字〇〇番 1 だけでよいので、大字山田字〇〇番及び〇〇番 1 は削除をお願いします。次に〇〇番の西側の畑についてであります。地目は畑でありますので次回以降に転用申請があると伺っております。

議 長 他にありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 155 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 155 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買 4 件、田 4,866 m²、計 4,866 m²、贈与 5 件、田 15,113 m²、畑 48,831 m²、計 63,944
m²、賃貸借 1 件、田 901 m²、計 901 m²、合計 10 件、田 20,880 m²、畑 48,831 m²、計
69,711 m²です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並び
に耕地面積 50 a の要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農
力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内
容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという
確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、
特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：神奈川県〇〇の〇
〇、申請地：大字岡富字〇〇番 3、登記・現況とも田、面積 752 m²、権利の内容：
所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29 番 1 項について報告します。今回の報告は 11 番〇〇委員でありましたが、体調不良
で欠席でありますので、私から報告させていただきます。申請地は、妻地区の〇〇
集落内にある農地になります。今回の申請理由は、神奈川県在住で耕作の意思のな
い〇〇さんから、譲受人で専業農家の〇〇の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のた
めの売買になります。譲受人は四日市集落で、水稻、ピーマン、スイートコーンを
中心に大規模経営で約 53,566 m²作付けされており、申請地には水稻か飼料作物を作
付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター 3 台、コンバ
イン 2 台、田植機 1 台、軽トラ 3 台、乾燥機 3 台等農業に必要な機械は一式揃って
おり問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付

けについても問題ないことから許可相当と判断しました。売買金額は総額〇〇円と聞いています。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に事務局から説明をお願いします。

事務局 売買金額は、把握していた金額と違いますので、確認して再度報告させていただきます。

議 長 1項については保留として後ほどの審議といたします。

議 長 次に2項の説明をお願いします。

局 長 2項について説明いたします。譲受人：清水の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,650 m²、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 2項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇の東にあたる〇〇から〇〇に向かう農道の右側〇〇の農地になります。今回の申請理由は、清水の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の〇〇の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で、繁殖牛も経営されており、飼料作物を中心に大規模経営で約 7,276 m²作付けされており、申請地に飼料作物を作付けされることとであります。農機具につきましては、トラクター2台、ディスクモア1台、ハーベスター1台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円で総額〇〇円です。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、
申請地：大字上三財字〇〇番他3筆、登記・現況とも田、面積5,898㎡、権利の内
容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 3項について報告します。今回の申請地は、三財地区の〇〇集落内にある農地で
す。今回の申請理由は、高齢になった〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継に
よる一括贈与であります。〇〇さんは水稻を8,523㎡作付けされています。申請地
に水稻を作付けされるとのことです。農機具はトラクター1台、田植機1台、
耕耘機1台、軽トラ1台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周
辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相
当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま
す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に4項の説明をお願いします。

局 長 4項について説明いたします。譲受人：福岡市博多区の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番1、登記・現況とも田、面積901㎡、権利の内容：教育田で賃貸借の設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

29番 4項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇にある集落内の農地になります。今回の申請理由は、譲渡人の〇〇の〇〇さんから、譲受人で〇〇さんへの賃貸借になります。譲受人の〇〇は障がいのある子どもを預かり様々な活動をやっている福祉事業を行っています。今回の申請理由はその活動の一環として農業を体験していく教育田としての活用であります。耕作につきましては貸人の清野さんとJA西都から営農指導を受けることで水稻、トマト、ピーマン、ナス、さといも、ゴーヤ、大根等野菜、花を作付けするとのこととあります。周辺作物への影響もなく、障がい者雇用の農福連携で教育田として利用されることから問題なく許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請は3条不許可の例外で農地法施行令第2条第1項第1号のハに記載があります。教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合に該当するものであります。また営利を目的としないなら可能ということ宮崎県農業会議所に

確認しています。

議長 説明がありました 4 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

20 番 福祉事業団体のようですが、事業内容はわかりますか。また、教育田は他に市内にありますか。

事務局 先ず事業内容であります。事前にいただいた会社の定款によりますと児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、障がい児通所支援事業を目的としています。会社にかがいましたところ、障がい児を預かって営業されておりました。また、他の教育田としては平成 31 年 3 月総会の議案第 133 号で審議していただきました、南方の〇〇の活用事例があります。

22 番 会社の場所をお願いします。

事務局 申請地の前にあたる〇〇の〇〇に事務所があります。

6 番 営業を目的としないとありますが、できた品物（作物）をバザーとして販売することもいけないのでしょうか。

事務局 収穫した作物は売買することなく自分たちで食するというを確認しています。

8 番 教育田は誰がどのように耕作するのですか。雇用する施設はどこですか。

事務局 〇〇の 1 階に事務所を構えて障がいのある子供達を預かり農業体験として活用します。

8 番 障がい児を募集するということですか。

事務局 募集するのではなくイメージとしては保育所のように預かるというようなものです。

8 番 会社はまだ発足していないのですか。

事務局 既に営業しています。

20 番 雇用者は成人ですか。

事務局 定款には児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、障がい児通所支援事業としてありますので児童（子供）であります。

8 番 ○○の1階は駐車場ですが、子供を預かるスペースがありますか。事務所はどうなっていますか。

事務局 事前に訪問させていただきまして、○○の1階に事務所を構えて営業を行っていることを確認しています。

議 長 他にありませんか。
(なしの声多数)

議 長 異議ありませんか。
(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に5項の説明をお願いします。

局 長 5項について説明いたします。譲受人：童子丸の○○、譲渡人：三宅の○○、申請地：大字三宅字○○番他1筆、登記・現況とも田、面積393㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 5項について報告します。今回の申請地は、妻地区の○○集落内にある農地になります。平成30年2月総会で農地改良届けが提出された場所です。今回の申請理由は、農地を管理できなくなった譲渡人の三宅の○○さんから、譲受人で兼業農家の童子丸の○○さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は山路集落で水稻、栗を中心に経営され約15,867㎡作付けされており、申請地にはしょうがを作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、

コンバイン、田植機、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円で総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 項の説明をお願いします。

局 長 6 項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,071 m²、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 6 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請理由は、高齢化により農業を縮小したい譲渡人の三宅の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の童子丸の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、栗を中心に経営され約 15,867 m²作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことであります。農機具につきまし

ては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円で総額〇〇円です。

議 長 説明がありました 6 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 項の説明をお願いします。

局 長 7 項について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 15 筆、登記・現況とも畑、面積 41,503 m²、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 7 項について報告します。今回の申請地は、茶臼原地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、経営移譲を考えている父の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは甘藷を中心に約 48,874 m²作付けされています。申請地には甘藷を作付けされるとのことでもあります。農機具はトラクター 4 台、甘藷堀取機 1 台、タイヤショベル 1 台、2t トラック 1 台、軽トラ 1

台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 7 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 8 項の説明をお願いします。

局 長 8 項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 4、登記・現況とも畑、面積 634 m²、権利の内容：所有権移転の部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 8 項について報告します。今回の申請地は、県道都農・綾線の〇〇集落の西の台地にある農地になります。今回の申請は、農地管理が困難となった三納の〇〇さんから譲受人の三納の〇〇さんの規模拡大による部分贈与であります。譲受人は〇〇集落で水稻、みかんを中心に約 18,084 m²を作付けされている専業農家であります。申請地にはみかんを作付けされるとのことです。農機具はトラクター1 台、田植機 1 台、ハーベスター1 台、軽トラ 1 台は所有し、コンバインはリースで確保

します。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 8 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 項の説明をお願いします。

局 長 9 項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 1,704 m²、権利の内容：所有権移転の部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 9 項について報告します。今回の申請地は、〇〇集落の北の台地にある農地になります。今回の申請は、農地管理が困難となった三納の〇〇さんから譲受人の南方の〇〇さんへの相手の要望による部分贈与であります。譲受人は〇〇集落で水稻、栗、甘藷、柿を中心に約 12,287 m²を作付けされている兼業農家であります。申請地には柿を作付けされるとのことです。農機具はトラクター1台、耕耘機1台、軽トラ1台は所有し、田植機、コンバインはリースで確保します。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しま

した。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 9 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 項の説明をお願いします。

局 長 10 項について説明いたします。譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番 1 他 10 筆、登記・現況とも田、畑、面積 14,205 m²、権利の内容：所有権移転の一括贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

25 番 10 項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地です。今回の申請理由は、高齢で経営移譲を考えている父の〇〇さんから子供の〇〇さんへの農業承継による一括贈与であります。〇〇さんは水稻、飼料作物、千切大根を約 18,854 m²作付けされています。申請地には水稻、飼料作物、千切大根を作付けされるとのことです。農機具はトラクター 4 台、軽トラ 2 台、管理機 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺への作物への影響もなく、50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 10 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 156 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について

(所有権移転) を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 156 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について

(所有権移転)、件数及び面積：田 9,088 m²、畑 6,588 m²、合計 5 件、面積 15,676 m²です。

次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 2

筆、登記・現況とも畑、面積 6,588 m²です。

2 項 譲受人：清水の〇〇、譲渡人：清水の〇〇、申請地：大字清水字〇〇番、登

記・現況とも田、面積 2,306 m²です。

3 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1

筆、登記・現況とも田、面積 3,068 m²です。

4 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番、

登記・現況とも田、面積 1,005 m²で農地中間管理特例事業です。

5 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、

登記・現況とも田、面積 2,709 m²で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については7月を予定しております。

議長 説明がありました1項から5項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第157号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第157号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田22,125 m²、畑6,407 m²、合計6件、面積28,532 m²、契約期間別内訳：3年未満、件数1件、田2,974 m²、3年～6年未満、件数3件、田6,030 m²、10年以上、件数2件、田13,121 m²、畑6,407 m²となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番2、登記・現況とも田、面積1,528 m²のうち970 m²、7月から3年の使用貸借権の新規設定です。

- 2 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,096 m²、7 月から 3 年の使用貸借権の新規設定です。
- 3 項 譲受人：高鍋町の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,964 m²、7 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。
- 4 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番 2 他 12 筆、登記・現況とも田、畑、面積 17,983 m²、7 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 5 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1 他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 1,545 m²、7 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 6 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,974 m²、7 月から 9 ヶ月の特例事業による貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、7 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項から 6 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 1、2 項は〇〇の件ですか。

事務局 はい、そうです。場所は三納の〇〇の〇〇です。新規就農者への貸付農地であります。

6 番 〇〇の〇〇の貸付年数は 1 年と聞いていたのですが。

事務局 研修期間は、研修生それぞれの経営計画で違いますので1年の人もいれば2年、3年の人もいますようです。

6 番 契約は最長3年ですか。

事務局 ○○のイメージですが、最初の2年間○○で研修して、その後は自分でハウスを探して営農する人もいれば、中には篤農家で1年研修後○○で2年間研修し3年目をそこで経営する人もいます。経験年数や肥培管理の状況で変わってくると思われます。

22 番 6項の特例事業について説明をお願いします。

事務局 あっせんの公社買い上げ分の6年目の貸付であります。公社の一時貸し付けで本来5年後に買い戻すところでありましたが、事情により買い戻しが出来なかったため、さらに9ヶ月延長して公社と貸借契約を締結するものです。

議 長 他にありませんか。

(なしの声多数)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第158号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第158号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明をいたします。

非農地証明明細番号1、土地の所在：大字鹿野田字○○番、地目・台帳・畑、現況・山林、面積228㎡、所有者：愛知県一宮市○○番地1、氏名：○○、事由4になりま

す。

議長 番号1について地元委員の説明を求めます。

28番 1項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で〇〇から〇〇集落方面に向い〇〇を渡り南に約100m行った農地です。今回の申請は、河川敷付近の農地で10年以上耕作されず竹藪となっており、将来的にも農地として復元して使用する事は困難であることから事由4に該当すると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 審議を保留しておりました議案第155号農地法第3条の第1項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 売買金額は、10a当たり〇〇円で総額〇〇円です。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 5 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

1 番 _____

31 番 _____